

別紙 平成 24 年度、25 年度の維持管理及び運営業務について

平成 24 年度及び平成 25 年度のテニスコート、野球場、ファミリープール、その他の維持管理及び運営業務の実施に際しては、以下の内容に従うものとする。

1. テニスコート、野球場

維持管理及び運営業務の要求水準は、要求水準書第 5 及び第 6 に示すとおりとする。なお、要求水準書に性能を規定している事項について最低水準に規定する水準以上の提案を行った場合には、県は入札公告時に示す落札者決定基準に基づき、これを審査で適切に評価する。作成書類は以下のとおりとし、日報以外を提出すること。

①「テニスコート、野球場に係る H24、H25 維持管理・運営計画書」

当該施設の維持管理及び運営業務に係る業務水準、業務実施方法、料金等に関する計画を業務開始 2 ヶ月前までに県に提出し、承諾を受けること。なお、内容の詳細については随時県と協議の上、県の承諾を得るものとする。

②「テニスコート、野球場に係る H24、H25 業務報告書」

- ・日報
- ・月報
- ・四半期総括書
- ・年次総括書

2. ファミリープール

維持管理及び運営業務の業務水準は、要求水準書第 5 及び第 6 に示す「レクリエーションプール」の要求水準に準じるものとする。なお、要求水準書に性能を規定している事項について最低水準に規定する水準以上の提案を行った場合には、県は入札公告時に示す落札者決定基準に基づき、これを審査で適切に評価する。作成書類は以下のとおりとし、日報以外を提出すること。

①「ファミリープールに係る H24、H25 維持管理・運営計画書」

当該施設の維持管理及び運営業務に係る業務水準、業務実施方法、料金等に関する計画を業務開始 2 ヶ月前までに県に提出し、承諾を受けること。なお、内容の詳細については随時県と協議の上、県の承諾を得るものとする。

②「ファミリープールに係る H24、H25 業務報告書」

- ・日報
- ・月報
- ・四半期総括書
- ・年次総括書

3. その他

上記以外のその他施設（園地、駐車場等）の維持管理業務の要求水準は、要求水準書第5及び第6に示すとおりとする。なお、要求水準書に性能を規定している事項について最低水準に規定する水準以上の提案を行った場合には、県は入札公告時に示す落札者決定基準に基づき、これを審査で適切に評価する。作成書類は以下のとおりとし、日報以外を提出すること。

①「その他施設に係る H24、H25 維持管理計画書」

当該施設の維持管理業務に係る業務水準、業務実施方法に関する計画を業務開始 2ヶ月前までに県に提出し、承諾を受けること。なお、内容の詳細については随時県と協議の上、県の承諾を得るものとする。

②「その他施設に係る H24、H25 業務報告書」

- ・ 日報
- ・ 月報
- ・ 四半期総括書
- ・ 年次総括書